

水際対策

資料 7

(課題)

■情報伝達

◇ 検疫所と各自治体等の情報伝達が不十分

5月の成田空港検疫所で高校生が停留されたが、メディアからの情報が先行し、地元は混乱した。

■検疫の効果

◇ 検疫の効果

新型インフルエンザ発生国からの帰国者を対象にしたため、第三国を経由した帰国者は外れており、検疫の効果に問題があった。

■健康観察（感染が確認された飛行機の搭乗者）

◇ 健康観察の限界

- ・ 検疫所から送付される搭乗者リストで健康観察を行ったが、本人不在や名簿不備等により連絡が取れないケースが多数あった。
- ・ 連絡が取れても、健康観察の趣旨が伝わっておらず、協力が得られないケースがあった。
- ・ 搭乗者リストが、入国後相当期間経過後に送付されてきた。
- ・ プライバシー保護のため、直接本人から確認する必要がある、健康観察が夜間にまで及んだ。
- ・ 健康観察対象者からは、感染者は確認されなかった。
- ・ 外国人旅行者は、言葉の問題もあり、検疫、健康観察の趣旨が十分に伝わっていなかった。

⇒その結果、保健所ではこれらの対応に多くの労力、時間を割き、感染者に対する保健指導等に影響があった。

＜大阪府の健康観察の状況（21年4月～6月19日まで）＞

健康観察対象者数 5,669人

うち、名簿不備等により連絡が取れなかった比率 9.3%

（大阪府の14保健所での比率）

■検疫体制の見直し時期

- ・ 渡航歴のない方の感染が確認されているにも関わらず、6月19日の運用指針の改定まで検疫体制の見直しが行われなかった。

**国内感染が確認された時点で
速やかに国内対策へシフト！**

(対応案)

- ①空港は日本全国からの利用（特に成田空港）があることから、地元自治体だけではなく、全国的な連携体制と迅速な情報提供体制の整備が必要である。
- ②検疫の効果は感染拡大の引き延ばしなど限定的であることから、国内で感染が確認された時点で、速やかに国内対策へ重点を切り替えるべきである。
- ③海外帰国者の健康観察にあたっては、検疫所等で十分にその趣旨や注意事項を伝達する必要がある。
- ④ウイルスの毒性や感染力等の状況に応じ、健康観察の頻度、方法を柔軟に変更する必要がある。
- ⑤外国人旅行者（入国者）に対しては、国（地方厚生局、検疫所等）で窓口を設置し、一元的に対応すべきである。
- ⑥国内で海外帰国者以外の感染が確認された場合には、健康観察を中止すべきである。

■公衆衛生対策

◇ 学校閉鎖、イベントの中止

(プラス面)

大阪府内で実施した学校一斉休校により、感染拡大防止に効果が認められた。

(マイナス面)

全国からの風評被害の一因となったり、また保育所の休園による保護者への影響など、社会経済活動への影響があった。

◇ 証明書の発行

・出勤自粛の解除の証明のために、未罹患である旨の証明書の発行を求める人が多く、医療現場が混乱した。

■サーベイランス

◇ 確定検査

・感染の発生とともにPCR検査依頼が急増するが、発生直後はウイルス株(検査試薬)が入手できないことから、確定検査が困難であった。
・全検体対象にしたPCR検査は、保健所で検体回収・搬送等に多くの労力が割かれた。

◇ サーベイランスの切り替え

・国内感染初期においては、積極的疫学調査及びPCR全数検査によって、感染の急激な拡散を防ぎ、拡大を遷延化させることが期待できる。しかし、国内感染者が複数に及び、疫学的に感染ルートが解明できない事例が確認された後にも、積極的疫学調査及びPCR全数検査は継続された。

■各種届出

・感染症法施行規則第3条第3項に基づく連絡は、実質的に機能していないにも関わらず、なかなか見直しが行われなかった。

(※保健所が集団的感染のおそれがあると判断した場合に、当該施設名を管内医療機関に連絡するとともに、医療機関が当該施設の利用者を診察し、感染が確認された場合に保健所に届出るシステム)

(例) 高校や私立学校、専門学校は、通学区域が他府県等に及ぶことから、広範囲の医療機関への連絡及び、医療機関からの届出は実質的に機能しないものであった。

感染状況に応じた

的確な対策の切り替え！

(対応案)

- ①学校閉鎖・イベントの中止は、急激な感染拡大の防止によるピークカットの効果と社会経済への負の影響の両面がある。ウイルスの毒性や感染力、感染の状況、医療体制、パンデミックワクチンの確保状況などから、国民の命を最優先にしつつ、適切に判断する必要がある。
- ②新型インフルエンザに対する情報不足による国民の不安が原因であることから、国民に対して正確な情報提供が必要である。
- ③ウイルス株(検査試薬)の早期入手、地方衛生検査所への早期提供が必要である。
- ④各種サーベイランスについては、感染状況に応じて、その導入時期、終了時期を判断する必要がある。感染ルートが疫学的に解明できない事例が確認されれば、ウイルスサーベイランスや重症例など次のサーベイランスに移行すべきである。また、その移行時期も、地域の感染状況に応じ、各自治体でも判断を行えるよう柔軟に対応すべきである。
- ⑤各種対策は、一定のルールを確立しつつも、ウイルスの性状や感染拡大の状況、医療資源にあわせ、現場実態に即した対応を行うべきであり、各自治体の保健所等の現場の意見を尊重し、柔軟に変更や修正等を行うべきである。